

「令和8年度徳島県食品衛生監視指導計画」策定のポイント

1 目的

徳島県における「食の安全・安心」を推進するため、食品衛生法第24条に基づき、監視指導の実施に関する計画を策定します。

2 計画の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 重点的に実施する監視指導事業

（1）食中毒防止対策

- ・ノロウイルスによる食中毒の防止対策
- ・カンピロバクターによる食中毒の防止対策
- ・食肉の生食及び加熱不足による食中毒の防止対策
- ・特定給食施設等における食中毒の防止対策

（2）HACCPに沿った衛生管理の徹底

- ・営業施設監視指導等における実施状況の確認
- ・HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の助言・指導

（3）輸入・輸出食品の安全性確保対策

- ・残留農薬等の検査実施による輸入食品の安全性確保
- ・徳島県HACCP認証取得推進による県産輸出食品の安全性確保

（4）適正な食品表示への対策

- ・期限表示、アレルギー物質、保存方法、食肉の表示基準等の適正な表示の徹底